

令和7年度（2025年度）市立札幌開成中等教育学校入学者選考実施要項

令和6年（2024年）7月 教育長決定

この要項は、令和7年度（2025年度）の市立札幌開成中等教育学校の入学者選考の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募 集 人 員

160名

2 出 願 資 格

市立札幌開成中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）に出願することのできる者は、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。

（1）次のア、又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校若しくはこれに準ずる学校を令和7年（2025年）3月末日までに卒業する見込みの者又は義務教育学校の前期課程を令和7年（2025年）3月末日までに修了する見込みの者

イ その他、日本の6年の義務教育相当の教育を受けていると中等教育学校長が認めた者で、平成24年（2012年）4月2日から平成25年（2013年）4月1日までの期間に出生した者

（2）出願時において、保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）とともに通学区域内（「札幌市立中等教育学校通学区域規則」平成25年4月1日教育委員会規則第4号）に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者であること。

【留意事項】

- 1 出願後、出願資格がないことが判明した場合、出願を取り消す。
- 2 （1）イの出願資格で出願する者は、事前に中等教育学校長の承認を得なければならない。

3 通 学 区 域

通学区域は札幌市内全域とする。

4 入 学 者 の 範 囲

中等教育学校に入学できる者は、その保護者とともに札幌市内に住所を有する者とする。

5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付方法は、次のとおりとする。

受付期間	受付方法
令和6年(2024年)11月11日(月)～ 令和6年(2024年)11月15日(金)	郵送のみ

【留意事項】

入学願書等の配布については、中等教育学校において、令和6年(2024年)9月7日(土)から行うこと。

6 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の出願書類を中等教育学校長に一括して提出する。

【留意事項】

出願書類の中等教育学校長への提出に際しては、所定の封筒を使用し簡易書留により、令和6年(2024年)11月15日(金)までに郵送すること。(11月15日(金)の消印まで有効)

ア 入学願書

札幌市立中等教育学校学則(平成26年教育委員会規則第10号)第14条の規定による入学願書(同規則様式第4号)

イ 入学手数料

札幌市立中等教育学校授業料等に関する条例(平成26年条例第24号)に定める金額を別紙「納付書・領収書」により金融機関において納入し、領収日付印が押印された「納付書・領収書(納入控・出願書類貼付用)」を別記様式1の貼付欄に貼り付けること。

【留意事項】

入学手数料を納入できる金融機関は次のとおりである。

- 1 札幌市指定金融機関(北洋銀行本支店出張所)
- 2 札幌市収納代理金融機関
 - (1) 国内のみずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・北海道銀行・北陸銀行の本支店出張所
 - (2) 北海道内の北海道信用金庫・室蘭信用金庫・空知信用金庫・苫小牧信用金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫・日高信用金庫・渡島信用金庫・旭川信用金庫・稚内信用金庫・留萌信用金庫・北星信用金庫・大地みらい信用金庫・北見信用金庫・遠軽信用金庫・北海道労働金庫・札幌市農業協同組合の本支店出張所
 - (3) 札幌市内の青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・七十七銀行・第四北越銀行・SBI新生銀行・信用組合・北海道信用農業協同組合連合会・サツラク農業協同組合・北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所
 - (4) 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局

ウ 写真

令和6年（2024年）10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙（別記様式1）に貼り付けること。

【留意事項】

写真の裏面に出席者氏名を記入し、貼付すること。

エ 出願理由等説明書（別記様式2）

【留意事項】

出席者が所定の様式により、直筆で作成すること。

オ 児童の状況調書（別記様式3）

【留意事項】

- 1 出席者が直接、在籍している小学校の校長（以下「小学校長」という。）に持参し、作成を依頼すること。
- 2 小学校長が作成し、厳封したものとする。
- 3 小学校長は、特別な事情により「児童の状況調書」作成が難しい場合には、速やかに中等教育学校長と協議すること。

カ 受検票送付用封筒

【留意事項】

出席者が、460円（簡易書留）分の切手を貼付した所定の封筒（定形長3号）とすること。

(2) 中等教育学校長の手続

ア 受検票

中等教育学校長は、令和6年（2024年）12月13日（金）から令和6年（2024年）12月16日（月）までに、受検票を出席者に発送すること。

イ 入学願書受付簿

中等教育学校長は、受け付けた出席者の状況を記入した入学願書受付簿を作成すること。

【留意事項】

中等教育学校長が受領した出席書類及び入学手数料は返還しない。

7 出願状況の発表

令和6年（2024年）11月29日（金）までの出願状況発表の期日等は、次のとおりとする。

掲載場所	期日	時間
中等教育学校ホームページ	令和6年（2024年） 11月29日（金）	10：00
札幌市公式ホームページ		

8 選考検査

(1) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

選考検査（一次検査）の期日は、令和7年（2025年）1月14日（火）とする。

選考検査（二次検査）の期日は、令和7年（2025年）1月25日（土）とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

選考検査（一次検査）	適性検査Ⅰ	45分
	適性検査Ⅱ	45分
選考検査（二次検査）	グループ活動	各グループ50分

【留意事項】

- 1 中等教育学校長は、出願者に交付する受検票に、検査開始時間などの検査日の日程等の詳細について記載すること。
- 2 選考検査の追検査は、実施しない。

(2) 検査会場

検査会場は、中等教育学校とする。

ただし、出願者が多い場合は、他の会場で実施することがある。

(3) 検査内容

ア 適性検査

Ⅰ 課題の解決に粘り強く取り組み、論理的に思考し判断していく力をみる。

Ⅱ 課題に対する自らの考えを書くなどの表現力や、課題発見・解決力をみる。

イ グループ活動

授業形式によるグループ活動を通して、集団でのコミュニケーション能力や課題探究的な学習への対応力などをみる。

【留意事項】

- 1 グループ活動の方法について、一つのグループは4人程度（原則受検番号順で編成）とし、授業者1人が授業形式によるグループ活動を進める。
- 2 グループ活動の進め方は、次の方法による。
 - (1) 検査に当たっての説明及び課題の提示の時間
 - (2) 与えられた課題に対し、各受検者個人で考えをもつ時間
 - (3) 与えられた課題に対し、グループ内で話し合ったり、考えをつくったりする時間
 - (4) 活動を振り返り、表現する時間
- 3 グループ活動の評価方法は、次の方法による。
 - (1) 一つのグループに3人程度の評価者が当たることとし、グループ内での活動の様子について、各受検者を1人ずつ個別に評価する。
 - (2) 授業者は各受検者の評価は行わないものとする。
- 4 グループ活動の課題は、小学校の各教科の内容に特化したものとはせず、また、知識の有無は評価の対象としない。

(注) 上記2(1)については、検査時間に含まないものとする。

(4) 受検者の持参すべきもの

- ア 受検票
- イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム及び鉛筆削り
- ウ 上履き

9 入学予定者の決定

中等教育学校長は、校内に「入学予定者決定委員会」を設け、次の資料を総合的に評価して入学予定者を決定する。なお、特別の事情により下記の各選考で用いる資料の一部が欠ける場合には、中等教育学校長の判断によること。

(1) 一次検査通過者の選考

次の資料を用いて、募集人員の2倍（320人）以内まで、一次検査通過者を選考する。

- ア 出願理由等説明書
- イ 児童の状況調書
- ウ 適性検査Ⅰ及びⅡの結果

【留意事項】

- 1 出願者数が募集人員の2倍を超えていない場合は、出願者全員を一次検査通過者とする。
- 2 中等教育学校長は、一次検査の結果について、令和7年（2025年）1月22日（水）から令和7年（2025年）1月23日（木）までに、一次検査通過者に対して一次検査通過者決定通知書（別記様式4）を発送するとともに、一次選考通過者の受検番号について、通知書発送後速やかに中等教育学校のホームページに掲載すること。

(2) 入学候補者の選考

一次検査通過者に対して、次の資料を用いて、入学候補者を選考する。

- ア 出願理由等説明書
- イ 児童の状況調書
- ウ 適性検査Ⅰ及びⅡの結果
- エ グループ活動の結果

(3) 入学予定者の決定

入学候補者に対して、次のア、イの順番により入学予定者を決定する。

ア それぞれ募集人員の4分の1程度を、次の方法により決定する。

- (ア) 「出願理由等説明書及び児童の状況調書」と「適性検査Ⅰ」の結果を同等とみなして評価し、高い適性があると認められる者から入学予定者として決定する。
- (イ) 「出願理由等説明書及び児童の状況調書」と「適性検査Ⅱ」の結果を同等とみなして評価し、高い適性があると認められる者から入学予定者として決定する。
- (ウ) 「出願理由等説明書及び児童の状況調書」と「グループ活動」の結果を同等とみなして評価し、高い適性があると認められる者から入学予定者として決定する。

イ アで入学予定者とならなかった入学候補者を対象に、「出願理由等説明書及び児童の状況調書」、「適性検査Ⅰ」、「適性検査Ⅱ」、「グループ活動」の結果を同等とみなして総合的に評価し、残りの募集人員を、高い適性があると認められる者から入学予定者として決定する。

10 入学予定者の発表等

(1) 発表方法

中等教育学校長は、令和7年(2025年)1月31日(金)に、入学予定者に入学予定者決定通知書(別記様式5)を発送する。

【留意事項】

中等教育学校長は、入学予定者決定通知書発送後、令和7年(2025年)1月31日(金)16:00に、中等教育学校のホームページに掲載すること。

(2) 入学意思の確認

中等教育学校長は、入学予定者に入学意思確認書（別記様式6）及び入学辞退届（別記様式7）を交付する。

入学予定者のうち、入学意思がある場合には、入学意思確認書と出願時以降に区長が発行した住民票（出願者及び保護者のもの）を提出すること。やむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合は、入学辞退届を中等教育学校長に提出すること。提出期間は、令和7年（2025年）2月3日（月）から令和7年（2025年）2月6日（木）の9:00から16:30の間とする。

なお、期間内に入学意思確認書の提出ができない場合は、辞退したものとして扱う。

【留意事項】

- 1 入学意思確認書及び入学辞退届は、入学予定者決定通知書とともに郵送する。
- 2 入学意思確認書及び住民票、入学辞退届は直接持参することとし、郵送による提出は認めない。
- 3 提出された住民票により出願資格がないことが確認された場合は、入学予定者の決定を取り消す。

11 入学予定者の追加

中等教育学校長は、入学辞退等によって入学予定者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り入学予定者の追加を行う。

【留意事項】

- 1 「9 入学予定者の決定」において、入学予定者とならなかった入学候補者について、「9 入学予定者の決定」の「(3) 入学予定者の決定」に記された方法ごとに、予め、入学予定者の追加候補者の順位を決めておき、入学予定者を追加する場合は、入学辞退等をした入学予定者の決定方法と同じ方法で順位を決めた追加候補者の中から追加する。
- 2 入学予定者の追加および入学意思の確認については、令和7年（2025年）2月8日（土）9:00から16:00までの間に、上記留意事項1の順番に基づいて行う。なお、入学予定者の追加及び入学意思の確認については電話連絡をもって行うが、入学願書に記載された連絡先に対して電話連絡を開始後1時間以内に入学意思の確認が取れない場合は、追加候補者の資格を失う。
- 3 追加した入学予定者には、「10 入学予定者の発表等」に準じて、入学予定者決定通知書及び入学意思確認書を交付する。入学意思確認書の提出については、中等教育学校長が定める。

12 一次検査（適性検査）の得点の情報提供

中等教育学校長は、受検者又はその代理人からの求めにより、本人の一次検査（適性検査）の得点を情報提供することができる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）

(2) 情報提供場所

中等教育学校

(3) 情報提供の方法

情報提供するために別に作成した検査結果一覧表等により、閲覧に供する。

(4) 情報提供期間

令和7年(2025年)2月14日(金)から令和12年(2030年)3月31日(日)までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

令和7年(2025年)2月14日(金)～2月20日(木)(土曜日、日曜日を除く。)の10:00～16:00に、個別に即日情報提供する。

この期間外に情報提供を求める場合、受検者又はその代理人は事前に中等教育学校に連絡し、別途日程を定めた上で情報提供する。

【留意事項】

- 1 中等教育学校長は、次の方法で本人等の確認をすること。
 - (1) 受検者本人は、受検票又は身分証明書等により確認すること。
 - (2) 本人の法定代理人又は任意代理人は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第3項に掲げる書類(戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類)により確認すること。
- 2 情報提供に当たっては、他の受検者の結果が閲覧されないよう、十分に注意すること。

13 そ の 他

(1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 特別な配慮を必要とする児童が出願しようとする場合は、保護者は中等教育学校長にその事情を説明し、中等教育学校長は学校教育部長と協議すること。

(3) 出願者に特別な配慮を必要とする帰国生徒等(日本国籍を有する者で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の児童及びこれに準じる者と中等教育学校長が認める者をいう。)がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、中等教育学校長は学校教育部長と協議すること。

(4) 出願等について不正の事実が判明したときは、入学者決定後であっても入学決定を取り消すことがある。

【留意事項】

出願者の請求による出願書類用紙等の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。